



建設残土捨場及び河川改修事業に関する変更協定書

仙台市（以下「甲」という。）と株式会社ニューワールドビルメン（以下「乙」という。）とが、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第 19 条の規定に基づき、平成 19 年 4 月 26 日に締結した建設残土捨場及び河川改修事業に関する協定書のうち、開発事業計画書の一部を別添図のとおり変更する。

この変更を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 27 年 3 月 25 日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号  
仙台市  
代表者 市長 梅原 克彦



乙 仙台市泉区実沢字中山南 31 番 5  
株式会社 ニューワールドビルメン  
代表取締役 齋藤 鶴雄



協定書名	建設残土捨場及び河川改修事業		
当事者	仙台市 青葉区 国分町三丁目 7 番 1 号 仙台市 代表者 市長 梅原 克彦		
変更内容	事業地に隣接する仙台市（以下「甲」という。）の土地（以下「甲土地」という。）の一部（以下「甲土地の一部」という。）を、開発事業計画書（以下「計画書」という。）の記載する事業地（以下「事業地」という。）に併合し、当該事業地（以下「事業地」という。）を、開発事業計画書（以下「計画書」という。）の記載する事業地（以下「事業地」という。）の一部（以下「事業地の一部」という。）として、当該事業地（以下「事業地」という。）に併合する。		
変更の効力	平成 27 年 3 月 25 日		
変更の理由	当該事業により発生する公害防止、防災上の観点から、当該事業地の土地利用調整（別紙許可書添付）		
連絡先	住所	仙台市泉区実沢字中山南 31 番 5	
	担当者	所属： 代表取締役	電話： 021-379-9430
		氏名： 齋藤 鶴雄	Fax： 021-379-9430

1. 協定書  
「変更」としてする事項が開発事業計画書等（以下「計画書」という。）に記載された内容に異なるものである場合は、当該計画書の変更内容を明らかにする旨の通知を行うこととする。

2. 別紙の大きさは、別紙図面については日本工業規格（JIS）に準拠したものであることとする。